

## ふくちやまデユースプラン活用支援事業 登録施設募集要項

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により市内の宿泊者が減少していることを受けて、イベント自粛等により稼働率が低下した宿泊事業者の支援に向けて、宿泊事業者が企画提供するデユースプランの利用回数に応じて、各宿泊事業者に対し補助金を交付する。

### 2 対象事業者

- (1) 旅館業法第2条に規定する許可事業者のうち、本市内に拠点を置き、本事業の目的に適合する事業者  
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する者（店舗型性風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む）は除く
- (2) ふくちやまデユースプラン活用支援事業に登録している宿泊事業者

#### 【登録施設の条件】

- (1) 本事業の対象となる専用の利用プランを企画すること  
(※上限：1宿泊施設につき3プラン)
- (2) 利用プランには、「ふくちやまデユースプラン活用支援事業」の対象であることが分かる名称をつけること
- (3) 利用プランの利用可能時間は、午前9時から午後6時までの連続6時間以上利用できること
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための措置を講じること

### 3 デユースプランの利用対象者

- (1) 市民
- (2) 本市に勤務する市外在住者
- (3) 本市企業との業務取引がある利用者
- (4) 本市を訪れる観光客等

### 4 助成金額

補助金 1回1日あたり上限3,000円

※ただし、利用者は最低1,000円を自己負担するものとする

### 5 事業実施内容

- (1) 宿泊事業者がデユースプランを販売する
- (2) 利用者は宿泊事業者が設定した利用料金から補助金を割り引いた額を支払う
- (3) 利用回数等の実績を市に申請
- (4) 実績に応じて宿泊事業者に補助金を交付する

## 6 実施期間

令和2年7月1日（水）のチェックイン～12月31日（木）のチェックアウトまで

## 7 登録施設募集期間

令和2年6月5日（金）～6月16日（火）

## 8 登録施設申請方法

以下の書類を募集期間中に福知山市産業政策部産業観光課へ提出

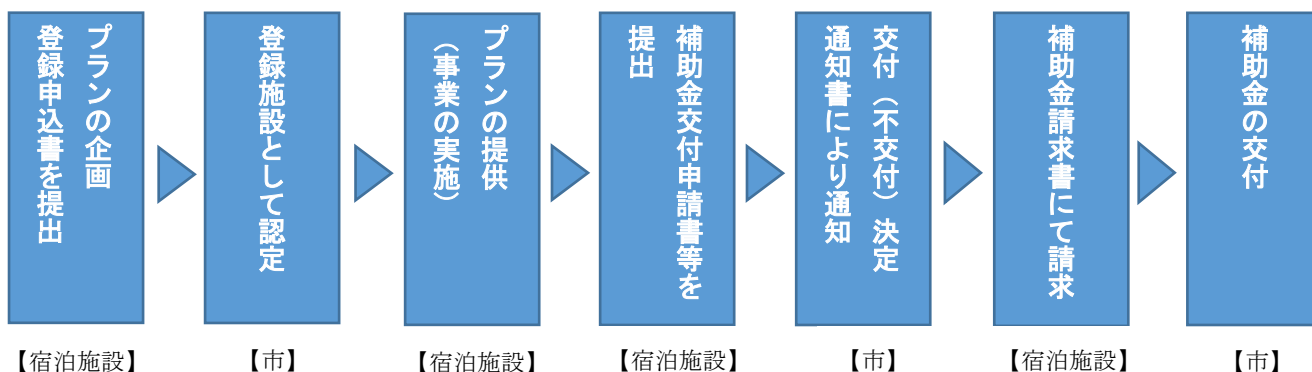
### 【必要書類】

- 登録施設申込書
- 営業許可等確認書類（旅館業法の許可書の写し等）
- 写真（施設外観、部屋内部等）

※写真はメールにて提出してください。（2MG程度）

## 9 登録申請から事業開始後の流れ

- (1) デイユースプランを企画し、登録施設申込書を市へ提出
- (2) 審査通過後、登録施設として認定
- (3) 市から登録認定書と利用申込書等を送付
- (4) チェックイン時、利用申込書に利用者に記入いただき、登録施設にて保管する  
※利用料金から補助金を割り引いた額を利用者に請求し、支払いを受ける
- (5) 翌月10日までに前月分の「利用申込書」と「補助金交付申請書」を市へ申請する  
※10日が土日祝日の場合は、翌営業日まで  
※申請期限は令和3年1月12日（火）まで
- (6) 申請書類に基づき、交付（不交付）決定通知書により通知を行う
- (7) 交付決定通知を確認後、「補助金請求書」にて請求を行う
- (8) 登録施設に補助金を交付する



## 10 利用者の最低負担金

本事業ではプランの適正利用を図るため、利用者の最低負担金を1,000円とする。

## 11 補助金の算出方法

<ディユースプランの利用1回あたりの補助金額の算出例>

各宿泊施設設定料金（税込）	補助金	利用者支払額	備考
4,000円以上	3,000円	設定料金 — 補助金	上限満額
4,000円	3,000円	設定料金 — 補助金 [1,000円（最低負担金）]	上限満額
4,000円未満	設定料金 — 1,000円	設定料金 — 補助金 [1,000円（最低負担金）]	3,000円未満の 減額調整額

## 12 不正利用

補助金の不正請求の事実（利用実績に基づかない交付申請等）が発覚した場合、直ちに当該事業者の本事業の登録施設者としての登録を抹消する。また、その登録事業者に既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じる。

## 13 その他

- (1) 有料の追加サービス（駐車場、コピー、貸しパソコン等）は定額で販売するプランには含まない。
- (2) 補助金交付申請書の提出は、利用実績がある月のみ申請することとし、1か月毎に申請すること。
- (3) 京都府の「宿泊事業者向け感染防止支援等事業補助金」(1) 在宅勤務等支援事業のイとの併用は不可とする。※ただし、(1) アとの併用は可とする。

## 14 申請先・問い合わせ先

福知山市産業政策部産業観光課観光振興係

TEL:0773-24-7076 FAX:0773-23-6537

E-MAIL:sankan@city.fukuchiyama.lg.jp